の14第５項」を「、第68条の14第５項」に、「又は」を「若しくは第68条の15第５項（連結納税の承認を取り消された場合の国際戦略総合特別区域における機械等に係る法人税額）又は」に改め、同号㈠中

「「リース特別控除取戻税額　（別表六（十二）「30」＋別表六（十五）「30」＋別表六（十九）「30」＋別表六（二十二）「30」＋別表六（二十七）「31」）　(5)」を「「リース特別控除取戻税額　（別表六（十三）「30」＋別表六（十六）「30」＋別表六（二十）「30」＋別表六（二十三）「30」＋別表六（三十）「31」）　(5)」に改める。

別表一の一㈢の表中「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「50の①」）」を「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「52の①」）」に、「法人税額の特別控除額（別表六の二(三)「27」＋別表六の二(四)「16」＋別表六の二(五)「18」＋別表六の二(七)「37」＋別表六の二(八)「37」＋別表六の二(九)「51」＋別表六の二(十)「42」＋別表六の二(十一)「42」＋別表六の二(十二)「37」）」を「法人税額の特別控除額（別表六の二(三)「27」＋別表六の二(四)「16」＋別表六の二(五)「18」＋別表六の二(七)「37」＋別表六の二(八)「37」＋別表六の二(九)「51」＋別表六の二(十一)「42」＋別表六の二(十二)「42」＋別表六の二(十三)「37」＋別表六の二(十四)「38」＋別表六の二(十五)「18」）」に、「リース特別控除取戻税額（別表六(十二)「30」＋別表六(十五)「30」＋別表六(十九)「30」＋別表六(二十二)「30」＋別表六(二十七)「31」）」を「リース特別控除取戻税額（別表六(十三)「30」＋別表六(十六)「30」＋別表六(二十)「30」＋別表六(二十三)「30」＋別表六(三十)「31」）」に改め、同表の記載要領第四号中「第68条の11第５項」を「第68条の10の２第５項（連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー環境負荷低減推進設備等に係る法人税額）、第68条の11第５項」に、「若しくは第68条の14第５項」を「、第68条の14第５項」に、「又は」を「若しくは第68条の15第５項（連結納税の承認を取り消された場合の国際戦略総合特別区域における機械等に係る法人税額）又は」に改め、同号㈠中

「「リース特別控除取戻税額　（別表六（十二）「30」＋別表六（十五）「30」＋別表六（十九）「30」＋別表六（二十二）「30」＋別表六（二十七）「31」）　(5)」を「「リース特別控除取戻税額　（別表六（十三）「30」＋別表六（十六）「30」＋別表六（二十）「30」＋別表六（二十三）「30」＋別表六（三十）「31」）　(5)」に改める。

別表一一の表中「1」を「1　内」に、「4」を「4　内」に改め、同表の記載要領第１号中「第３号及び第４号」を「第４号及び第５号」に改め、同第六号を削り、同第五号を同第六号とし、同第四号を同第五号とし、同第三号㈢中「上記(1)及び(2)」を「上記(2)及び(3)」に改め、同号㈢を同号㈣とし、同号㈡中「総数及び数を「期末現在の議決権の総数　(4)」及び」を「数（当該議決権を行使することができない株主等が有する当該議決権の数を除く。）を」に、「各欄の上段」を「欄の上段」に、「「議決権の数による判定　(13)／（４の外書）　(14)」を「「議決権の数による判定　(13)／（22の外書の合計）　(14)」に改め、同号㈡を同号㈢とし、同号㈠を同号㈡とし、同号に㈠として次のように加える。

㈠　「期末現在の議決権の総数　(4)」の欄の内書には、当該会社が発行している種類株式のうち議決権を行使することができない株主等が有する議決権の数がある場合に、その議決権の数を記載すること。この場合において、「議決権の数による判定　(5)／(4)　(6)」及び「議決権の数による判定　(13)／(4)　(14)」の各欄の記載に当たつては、その内書きした数を「(4)」の数から控除して計算すること。

別表一一の記載要領第三号を同第四号とし、同第二号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

２　「期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額　(1)」の欄の内書には、当該会社が有する自己の株式の数又は出資の金額がある場合に、その自己の株式の数又は出資の金額を記載すること。この場合において、「株式数等による判定　(2)／(1)　(3)」及び「株式数等による判定　(11)／(1)　(12)」の各欄の記載に当たつては、その内書きした数又は金額を「(1)」の数又は金額から控除して計算すること。

別表一一の記載要領に次の一号を加える。

７　「(21)の上位１順位の株式数又は出資の金額　(11)」から「特定同族会社の判定割合（(12)、(14)又は(16)のうち最も高い割合）　(17)」までの各欄は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、記載を要しない。

(1)　当該事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が１億円以下である場合（次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める法人に該当する場合を除く。）

イ　平成23年４月１日以後に開始する事業年度　法第66条第６項第２号又は第３号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人

ロ　平成23年４月１日前に開始した事業年度　現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第２条の規定による改正前の法人税法（(2)ロにおいて「平成23年旧法」という。）第66条第６項第２号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人

(2)　その連結親法人の連結事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が１億円以下である場合（当該連結親法人が次に掲げる連結事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める法人に該当する場合を除く。）

イ　平成23年４月１日以後に開始する連結事業年度　法第66条第６項第２号又は第３号に掲げる法人

ロ　平成23年４月１日前に開始した連結事業年度　平成23年旧法第66条第６項第２号に掲げる法人

(3)　清算中である場合

第明治三十五種郵便物認可